

米軍ヘリ HH-60 墜落事故及びオスプレイ配備に対する意見書

8月5日午後4時頃、米軍キャンプ・ハンセン内の宜野座村側の山中に、米空軍嘉手納基地所属のHH-60ヘリコプター1機が墜落・炎上するという事故が発生した。事故機はその原形をとどめないほど焼失し、機体周辺の樹木は焼け焦げ、搭乗員一人が死亡するという惨事となった。

当該事故現場から約1キロ先には沖縄自動車道があり、また、そのわずか数キロ圏内には民家や小学校、中学校、高校、野球場などがあり、万が一民間地域でこのような事故が発生すれば、多くの住民・県民を巻き込む大惨事となる。

本土復帰後もこうした米軍機の墜落事故が頻発している中、米軍及び日本政府は、沖縄の世論を無視し、垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイの追加配備を強行した。もとより、機体の安全性に疑問が持たれているMV-22オスプレイの普天間基地への配備については、沖縄県内全ての自治体が絶対反対の意思を表明しているところであり、こうした沖縄県民の総意をないがしろにする米軍及び日本政府の対応は断じて容認できるものではない。

よって、本市議会は、市民・県民の生命、財産及び安心・安全な生活環境を守る立場から、今回の米軍ヘリ墜落事故及びオスプレイの配備に対して厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要求する。

記

1. HH-60ヘリコプターの墜落原因を徹底的に究明し、その結果を速やかに公表すること。
2. HH-60ヘリコプター墜落の事故原因が究明され、事故の再発防止策が講じられるまで同型機の飛行を中止すること。
3. HH-60ヘリコプター墜落現場周辺地域の環境汚染の調査と、焼失した水源涵養林の原状回復を図ること。
4. MV-22オスプレイを沖縄から全機撤収するとともに追加の配備計画を撤回すること。
5. 日米両政府は理不尽な日米地位協定を速やかに見直し、抜本的に改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年8月16日

沖縄県うるま市議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長